

## ◎ 障がい者・障がい児 福祉

### =====◇ 手 帳 ◇=====

※障がい等により、日常生活に制約のある方が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。

●身体障害者手帳	身体に障がいがあり、その障がいの程度が身体障がい者障がい等級表に該当する方
●療育手帳	児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいの判定を受けた方
●精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約があり、障がい等級に該当すると判定された方

### =====◇ 支 援 ◇=====

●居宅介護 (ホームヘルプ)	身体・知的・精神に障がいのある方及び難病等患者等で日常生活において支援が必要な方に対して、入浴や排泄・食事等の身体介護、料理・家の掃除等の家事援助の支援を行います。
●放課後デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
●日中一時支援	家族の都合等により、障がい(児)者を日中預かってもらう支援サービスです。
●短期入所 (ショートステイ)	在宅の重度身体障がい(児)者・知的障がい(児)者が一時的に施設で支援を受けながら生活できるサービスです。
●共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で相談や日常生活上の支援を受けながら、生活するサービスです。

↑原則、1割の自己負担があります。

### =====◇ 給 付・交 付 ◇=====

●補装具の交付・修理	身体障がい(児)者の身体的な欠損又は機能の障がいを補い、日常生活の助長を図るため、補装具(義肢・補聴器・車椅子等)の交付と修理を行います。原則として1割の自己負担があります。
●日常生活用具の給付	<p>身体障がい者(児)及び難病患者等が、日常の生活を容易にするために必要な用具を給付します。原則として1割の自己負担があります。</p> <p>※紙おむつ購入費(1か月5,000円まで)について 次のいずれにも該当し、生計中心者の前年における所得税の課税が100,000円以下の世帯に属する者</p> <p>①65歳未満の者で、在宅の寝たきり又は常時失禁にある状態 ②障がいの程度が次のいずれかに該当する者</p> <p>ア. 肢体不自由の身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者 イ. 療育手帳の程度がAの交付を受けた者</p>

=====◇ 手 当 ◇=====

●特別障害者手当	20 歳以上の人で、精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する人が受給できます。 ☆支給金額 29,590円（月額） ☆支給時期 3ヶ月分まとめて、2月、5月、8月、11月に支給
●障害児福祉手当	20 歳未満の人で、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人が受給できます。 ☆支給金額 16,100円（月額） ☆支給時期 3ヶ月分まとめて、2月、5月、8月、11月に支給
●心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、その生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

=====◇ 医 療 ◇=====

●自立支援医療 （更生医療）	18 歳以上で、主に心臓機能障がいや変形性関節症の障がいがある方が、機能回復や障がいの軽減のために、指定医療機関において手術を受ける場合等、医療保険の範囲内で医療を受けることができます。原則として1割の自己負担があります。
●自立支援医療 （育成医療）	18 歳未満の身体に障がいのある児童が機能回復や障がいの軽減のために、指定医療機関において手術を受ける場合等、医療保険の範囲内で医療を受けることができます。 原則として1割の自己負担があります。
●自立支援医療 （精神通院医療）	精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対して医療費を助成する制度です。原則として、1割の自己負担があります。
●重度心身障害(児)者医療	身体障害者手帳1、2級の手帳所持者等に対して、医療保険（健康保険）で支払う自己負担分が助成されます。

=====◇ 助 成 ◇=====

●人工透析患者通院交通費	腎臓機能障がいのため、人工透析療法を受けている方に、月額3,000円を上限に交通費を助成します。（ただし、自家用車・JRで通院している方に限ります。）
●介護移送サービス助成	65歳以上の下肢の不自由な方が通院や福祉サービス機関と住居との往來の為、リフト付き車両による移送サービスを利用した方に利用料金の半額を助成します。（片道上限10,000円、4往復まで、所得制限あり）